平成 28 年度　第 3 回 金沢市介護保険運営協議会 平成 29 年 2 月 24 日	資料４

地域包括支援センター専門部会からの報告事項

（地域包括支援センター専門部会　報告）

１．平成２８年度実地調査結果について

地域包括支援センターの適正な運営を確保するため、職員配置、高齢者虐待への対応など、地域包括支援センター業務全般に関する１５項目と、新たに認知症地域支援推進員の業務に関する６項目についての実地調査の結果について報告を受け、事業評価を実施した。

（結果の概要）

・すべての地域包括支援センターとも、概ね適正な運営が確保されていた。

【地域包括支援センター業務全般】

・職員配置状況については、退職に伴い、一時的に職員配置に欠けるセンターがあった。

・医療福祉分野だけでなく弁護士や司法書士などとの連携強化、地域でのネットワークの構築、地域ケア会議開催、こども向けの認知症サポーター養成講座の開催等が重点的に取り組まれていた。

・支援困難ケースの傾向として、認知症、生活保護受給対象にはならない経済困窮、家族関係の問題、キーパーソンの不在、近隣とのトラブル、支援拒否などがあげられ、家族単位での支援が必要なケースや支援が長期化するケースがある。

・昨年度指摘した事項については、すべて対応済であった。

【認知症地域支援推進員の業務】

・認知症サポーター養成講座や認知症カフェの開催などを通して、地域住民や関係機関に、認知症について普及啓発が行われていた。

・認知症専門医相談や認知症初期集中支援事業を活用し、認知症の方の早期診断・早期治療への支援が行われていた。

【介護予防サービス計画作成時における公平中立性の確保】

・地域包括支援センターが作成した、介護予防サービス支援計画における特定のサービス事業者への集中率を調査したところ、７割を超えて自法人を利用するものがあった。集中した理由について聴取したところ、自宅から近い事業所であることや急性期から引き続いてのリハビリを利用者が希望したなど利用者のニーズに応じた結果であり、正当な理由であったが、地域包括支援センターの公平中立性を担保するため、自法人の提供するサービス事業者をケアプランで位置づけることには、十分注意するよう指導した。

※７割の基準については、介護保険制度上の規定はないが、居宅介護支援費における特定事業所集中減算では、８割との設定があるため、本市独自の基準として７割に設定したもの。